

## ハイエクの自由とセンの自由

長 須 政 司

目次

はじめに

1. ハイエクの自由論
2. アマルティア・センの自由
3. ハイエクとセンの比較

おわりに

### はじめに

退職に際して寄稿の機会を得た。大学奉職中に読了し感銘を受けたハイエクの自由論と対照的なアマルティア・センの自由論を整理する良い機会と思い筆を執った。ハイエクには『Constitution of Liberty』（邦訳名『自由の条件』、以下『Constitution』と呼ぶ）という大著がある。アマルティア・センには開発をからめて自由を論じた『Development As Freedom』（邦訳名『自由と経済開発』、以下『Development』と呼ぶ）という著作がある。共に自由という容易ならざるテーマを扱う難解な書物である。この両書に表された二人の泰斗の自由論の対比という無謀な試みに挑戦してみたい。素人ならではの蛮勇の試みである。

ハイエクの『Constitution』は、自由の意味、価値、歴史、そして現代社会における自由の状況を体系的に論じた原文で500頁を超える大著である。かねてより昨今の放恣な自由に対する風潮に疑問を懐いていた私は、責任と法の支配と表裏一体の抑制された自由を論ずる本書に出会い、胸のすく思いがすると同時に、ハイエクの博学、明瞭な議論の展開、精緻な議論、その背後に見える高潔な人格に感動した。

その後アマルティア・センの『Development』を読み、ハイエクと対照的な自由という言葉の乱用に困惑すると共に呆れた。個人の生活の改善に自由という言葉を使うばかりでなく、それを支える政策や仕組みも自由の外延に含めるような議論であった。

この二人の対照的な自由を比較することは、自分の自由の理解を進めるのではないかという思いで本稿を認める。まずハイエクの自由論を『Constitution』に沿って概述する。次にアマルティア・センの『Development』の自由論の核心部分の解説を行う。最後にハイエクの自由論に基づきセンの議論について批判的に検討する。

## 1. ハイエクの自由論

ハイエクは自由 (liberty あるいは freedom)こそ我々が追求すべき至上の価値であると主張している。そのような至上の価値ということであれば、その何たるか、価値である理由が述べなければならない。ハイエクは自由という概念について簡明な定義を行った上でその価値たるゆえんを諄々と説いている。

### <「個々人の自由」とその他の自由>

まず自由とは何を意味するかという点である。『Constitution』第一章自由と各種の自由 (Liberty and Liberties) に於いて、ハイエクは自由という言葉は乱用されていると議論を始める。人々は人生において何かいいことの意味、あるいは望ましい状態という意味で自由という言葉をよく使う。しかしこれは混乱をもたらすし、自由の意味を台無しにする危険なことでありとハイエクは言う。これを示すためハイエクは自由を厳密に定義した上で、それ以外の自由と呼ばれる幾つかのものと比較し、自分の言う自由の意味を明らかにしようとする。即ち、ハイエクの言う自由とは「個々人の自由」であり、それとは別物である「政治的自由」、「内面の自由」、「能力としての自由」とは峻別されなければいけないと主張するのである。

### 個々人の自由

ハイエクの言う自由は他の自由と区別するために「個々人の自由」(individual freedom)と呼ばれる。これは「社会においてある人(々)に対する他の人(々)からの強制が可能な限り少なくなっているような人間の状態」(condition of men in which coercion of some by others is reduced as much as possible in society)と定義される。<sup>1)</sup>ある社会において、一人一人が他人から強制されることなく、自らの意思に従って行動できる状態にあることが「個々人の自由」がある状態である。別な言い方をすれば他人の恣意的な意思からの独立である。<sup>2)</sup>

「個々人の自由」のキーワードは他人の強制 (coercion by others) である。従って人と人との関係に関わるものであり、自由の侵害=不自由は他人の強制によってのみ起こる。この定義によれば、通常我々が不自由と呼ぶような状態、例えば金に不自由するとか、食糧に事欠くような場合でも、他人の強制がないところでは、我々は自由であるということになる。<sup>3)</sup>ハイエ

クはこの「個々人の自由」こそが、護るべき自由、追求すべき自由とするものである。

### 政治的自由

ハイエクが至上の価値として追求すべき自由、すなわち「個々人の自由」と区別すべき自由として最初に退けるのは、「政治的自由」(political freedom)である。ハイエクの言う「政治的自由」とは「政体の選択、立法過程、行政府のコントロールへの人々の参加」(the participation of men in the choice of their government, in the process of legislation, and in the control of administration)である。<sup>4)</sup>あくまでも社会あるいは一国全体の意思決定や行動に参加できるか否かに関することであるとされる。従ってよく政治の自由と考えられがちな思想の自由や言論の自由、表現の自由は、ここで言う「政治的自由」に含まれない。思想の自由や言論の自由や表現の自由はむしろ「個々人の自由」に含まれると思われる。

この「政治的自由」は、ハイエクに言わせると(個々人の)自由の概念を有する集団全体に当てはめることから来ており、その集団に一種の集合的自由(collective liberty)を与えるものである。<sup>5)</sup>ハイエクが指摘している訳ではないが、分かりやすい具体例としてはアメリカに於ける黒人の参政権(投票権)(voting right)を考えれば良いだろう。<sup>6)</sup>

ハイエクは「政治的自由」がある集団は、謂わば全体として自由となるが、だからと言ってその構成員個々が自由であるということにはならないとする。つまりその集合的自由の一部を切り取って、構成員に分け与え、個々の構成員が自由になるという訳にはいかないと言うのである。

「政治的自由」と「個々人の自由」が異なるものであることを説明するのに、ハイエクは政府を選択できることは必ずしも(個々人の)自由を確保することにはならないと述べているが、<sup>7)</sup>これは明らかにナチスのことを念頭に置いてのことと思われる。即ち、ナチスという専制政治を当時のドイツ国民は政治的に選択したのである。当時のドイツ国民はワイマール共和制の下、自由な選挙でナチスの政体を選択していた、つまり「政治的自由」の下にあったが、国民の自由な投票によって「個々人の自由」を排除する全体主義政体を選んだのである。

またハイエクは「政治的自由」の集合性を説明するため、その極端な例として植民地独立を目指す民族運動の例を挙げている。植民地独立を目指す人々にとっての「自由」とは、植民地化された人々、民族全体に対する強制がない状態である。このような民族的自由、すなわち独立が達成された場合でも、時として専制政治体制が採用され、個々の人々が自由を脅かされることがある。これらの例を出してハイエクは「政治的自由」と「個々人の自由」をはっきりと区別し、両者の混同や、両者の相互代替性を厳しく排するべきであると主張するのである。<sup>8)</sup>

### 内面の自由

ハイエクが次に挙げるのは「内面の自由」(inner freedom) ないしは「形而上の自由」(metaphysical freedom) と呼ばれるものである。これは「ある人の行動が、衝動や一時の状況ではなく、自身の熟慮、理性、あるいは一時的ではない確信に導かれる度合い」(the extent to which a person is guided in his action by his own considered will, by reason or lasting conviction, rather than by momentary impulse or circumstance) と説明される。「内面の自由」の反対は、一時的感情や道徳的弱さ、知的劣性などである。<sup>9)</sup>

日本ではこのような事柄に自由という言葉を使うことは余りないが、どのようなものを指すのかを理解するのはさほど難しくはないだろう。ある個人の心の内で、人間的弱さに支配されず、熟慮の上理性的、道徳的、知性的に行動できることを指しているものと考えられる。

ある人が理知的な選択をできる(=「内的自由」)かどうかということと、ある人が自分の意思を他人に強制していない(=「個々人の自由」)かどうかは、別の問題である。従って「内的自由」も、「個々人の自由」とは異なり、しっかり区別すべきであるとハイエクは言う。

### 能力としての自由

自由という言葉が使われているもので、「個々人の自由」と峻別されなければならない3番目のものは、「(自分のしたいことをする)能力」(ability to do what one wants) = 「自由」とする考えである。つまり「我々の望みを満足させる力」(the power to satisfy our wishes), 乃至は「我々に与えられている選択肢の範囲」(the extent of the choice of alternative open to us) を指して自由と呼ぶことである。<sup>10)</sup> ハイエクは、自分自身の主人となり自分の選択を実行できる(=「個々人の自由」)かどうか、選択する可能性が多いか少ないか(=したいことをできる自由)は全く違うとして、両者を決して混同してはならないと強く主張する。

能力をして自由というのは我々には馴染みのものである。飢餓からの自由などという言い回しは食糧の確保ができることを自由と呼んでいることになるから、この範疇に入るだろうし、健康な生活を送る自由があるというような言い方も同様である。

しかしハイエクはこの「自分のしたいことをする能力」を自由と呼んでしまうと、自由という魅力ある言葉を、護るべき「個々人の自由」を破壊する様々な措置を指すのに使うことになり、大変危険であると警告する。つまりこの自由を認めてしまうと、人々が自由でなければならないということは、人々に能力を与えなければいけないということの意味するようになってしまう。それは結局政府の富の再分配機能に頼る他はない。そうなれば政府の権力の増大と個々人の私的領域への介入が際限なく拡大していく。この結果個々人への強制が拡大する、即ち「個々人の自由」の破壊につながっていくという主張である。

以上の議論から、ハイエクは3つの自由「政治的自由」、「内面の自由」、「能力としての自由」

について、同じ自由という言葉が使われているからと言って「個々人の自由」と共通のものがあるとか、お互いに代替可能であると考えてはならないと強く警告する。なぜならば「個々人の自由」こそが護られるべき自由であるのに対し、他の自由は「個々人の自由」の意味を曖昧にし、時にそれを破壊することに繋がるものだからである。

それでは何故「個々人の自由」は護るべき大きな価値を有するのであろうか。ハイエクの議論は「個々人の自由」の価値たる所以の議論に進んで行く。

### <「個々人の自由」が何故大事なのか>

「個々人の自由」が本来の自由であり、何故重要か、何故尊重されねばならないのかについて、ハイエクは『Constitution』の第二章、「自由文明の創造力」(The Creative Powers of a Free Civilization) に於いて詳述している。その概略を紹介しよう。

ハイエクは、自由が価値として尊重されなければならない理由は、我々人間が享受している様々な文明の恩恵をもたらしている多くの要因について「無知」なこと (ignorance) であると言う。我々人間は長い期間をかけて文明と呼ぶ高度の社会を築き上げてきたが、その文明をもたらしている「知識」(knowledge) について人間自身がよく承知していないのだと言うのである。

ハイエクは文明を支えている要因に「無知」なことを言うのに次のことから話し始める。我々は文明と呼ぶ社会生活上の様々な利便 (advantages) を享受しているが、これらの利便は一人一人の個人が知っている範囲の知識をはるかに越えた知識の上に成り立っている。ハイエクに代わって具体例を挙げさせてもらえば、携帯電話などが典型だろう。携帯は今や我々にとって不可欠の道具になっており、日々我々はその利便の恩恵に浴している。携帯のない生活は考えられないほどである。しかし我々消費者はそれがどのような原理で機能しているのかについて全く知らない。すなわちそれについて「知識」を持っていない道具から我々は多大の恩恵を受けているのである。また携帯に関わる専門家であっても携帯電話全体について正確な「知識」を持っている者はいなく、多くの異なる分野の専門家がそれぞれの「知識」を持ち合って携帯電話の機能を支えている。かように文明社会に於いては一人一人の人間が保有する知識をはるかに越える知識のもたらす利便の恩恵に浴している。

その上でハイエクはある社会が保有している文明社会が機能するために必要な「知識」全体は、普通我々が知識と呼んでいるもの = 「明示的知識」(explicit knowledge) を遙かに凌駕するものであると主張する。ハイエクは、それは「知識」と言うより「適応」(adaptation) と言う言葉で表した方が分かりやすい事柄であると言う。つまりこう言うことである。ある社会を取り巻く「状況」(environment) は絶えず変化するが、それに対して社会は適応していかなければならない。すなわち資源の使用法や人々の活動の調整法の改善などを行うことである。

その適応は一部「明示的な知識」、つまり科学やマニュアルとして記憶整理されるかも知れないが、多くの場合意識されない形で蓄積される。「習慣」(habits), 「わざ」(skills), 「情緒的態度」(emotional attitudes),<sup>11)</sup> 「道具」(tools), 「制度」(institutions) などがある形であり、過去の適応の経験を積み上げてきたものである。<sup>12)</sup> このような無意識の「知識」=「適応」は、文明社会の維持発展に重要な役割を果たしている。役割の大きさは「明示的知識」に勝るとも劣らないものであるというのがハイエクの主張である。

さらにハイエクは知識の伝達について議論する。知識の伝達とはある時代における同時代人の間の知識の伝達と、蓄積された「知識」の次の時代への伝達である。「明示的知識」の伝達については、科学に於ける伝達がよく知られている。<sup>13)</sup> しかしハイエクは科学の伝達は人間の「知識」伝達の一部にしか過ぎず、その他の多くの伝達手段を人間は発展させて来たと言う。これらは連続する世代の経験の結果であり、世代世代で引き継がれて来たという。その過程でより良い手段や「道具」が使用可能となれば、それまでのものにとって代わってきたと言う。重要なのはとって代わったものが何故良いのかということが知られることなしに実行されていくということであるとハイエクは言う。

またこのような「道具」は物理的器具に限られることなく、多くは人が習慣的に行う行為の形をとるということである。これら習慣的行為は一般に「伝統」(traditions) や「制度」(institutions) と呼ばれるものである。そしてハイエクは、人はある習慣的行為について何故それをするのかということ意識することなく行くと、人間の選択、実施が無意識の内に行われることを再度指摘する。<sup>14)</sup> 別の言い方をすれば、これらの習慣的行為はある特定の人によって設計されたものではないということである。

ハイエクの議論は次に、社会における新しい「適応」=「知識」がどのようなプロセスで社会全体に行き渡るかという点に移る。社会を取り巻く「状況」の変化は、資源利用や人々の活動の方向、「習慣」や「実践」(practices) の変化を求める。このような変化は最初に「状況」の変化の影響を受ける人々に現れ、最初に反応した人々の変化は次に他の人々の調整を必要とし、このような変化の連鎖により次第に社会全体に行き渡り、社会全体としての調整が完了する。しかし個々の人々は自分の変化をそのような大きな変化の一部という形では意識することがないとハイエクは再び指摘する。彼らは自分が何をやっているか、何故それをやっているかほとんど分からずにこれらの「適応」を行うとハイエクは言う。そしてこれが肝心ののだが、この変化への「適応」の過程で誰が最初に適切な措置を取るのか、どのような「知識」とわざ、態度、環境の組み合わせを持った人(々)に適切な対応を取るのかを予測することはできないとハイエクは強調する。またどのような経路でこの模範例が他の人に伝わっていくのかを予測することもできない。結局無名の人々による無数のささやかな対応策 (the countless number of humble steps taken by anonymous persons) が各人各様の異なる状況に対応すべく取られ、

このような多くの対応策の中からその後一般に流布する対応策が出てくると言うのである。<sup>15)</sup>

つまり文明＝人間の社会が状況の変化に適応していく過程で、その社会の誰が最善の措置を取るのか、その措置はどのような「知識」の形を取るのか、その措置がどのような経路で他に伝えられるかについて、人間は「無知」乃至は無意識であり、事前に予知することは出来ないし、新しい措置について「設計」(design) することもできないというのである。

このような人間社会において文明が維持発展していくためには、社会を構成する各人が自分の課題、目的に沿って、それぞれの独自の状況に自分の知識と能力で対応できることが必要であると主張する。<sup>16)</sup> なぜなら各人の状況はそれぞれことなり、これに対応するにはその状況を一番良く知る本人が自分の知識、能力を活用してこれに当たることが最善であり、このような対応する中から適切な対応策が生まれ、これが他の人の模範となり、社会に流布することになるからである。このような変化を可能にするのは、社会のすべての個々の人が他人の強制によらず、自分自身の意思に従って行動できる状態、即ち「個々人の自由」が必要であると結論するのである。

## 2. アマルティア・センの自由

アマルティア・センの『Development』は開発を論じた本であり、開発を自由の拡大のプロセスと考えることを提案している。その結果内容のほとんどが“自由”について論じており、自由論として読むことができる。以下にそのポイントをいくつか掲げる。

### <自由の拡大としての開発>

センがこの本で提案、主張しているのは、開発を「人々が享受する実体的諸自由の拡大のプロセス」(a process of expanding the real freedoms that people enjoy) として考えようということである。

センは、従来の考え方は開発を GNP や個人の所得の増加と同一視していたが、これは目的と手段を混同したものであるとする。GNP や個人の所得はあくまでも手段に過ぎない。では目的は何かと言えば、人々が享受する様々な自由を拡大することである。人々が GNP や所得のような富を求めるのは、それが様々な自由を拡大するという目的を達成する手段だからである。手段ではなく本来の目的の方をそのまま開発の定義の中心に据えようというのがセンの提案である。<sup>17)</sup>

センが拡大すべしと言っている自由は、単数の自由 (freedom) ではなく、複数の自由、つまり「諸自由」(freedoms) であるという点に注目しなければならない。つまり開発で追求されるべき自由は一つだけではなく、多くの異なった自由である。彼は、これらの異なる自由を、

開発の主目的を構成するという意味であろう、「構成的」(constitutive) 役割を持つと表現し、「人の生活・人生を豊かにする実体的自由」(substantive freedom in enriching human life) に関わるとする。この「実体的自由」は、空腹や栄養不足、罹病、若死等の諸苦難 (deprivations) を回避出来る基本的能力や、読み書きや算数の能力、政治参加や検閲のない言論活動に関わる諸自由がある。<sup>18)</sup>

さて、センは開発を、自由拡大を目的にするものであると考えることにより、従来の開発議論に於いて混乱や欠点と考えられていたことを回避できると主張する。例えば開発を GNP や個人の所得の増加と同一視する従来の考え方では、政治的自由は開発の障害となるか否かについて意見の対立があった。しかしこのような論争はこの新しいアプローチではそもそも成立しなくなるとセンは主張する。何故ならば新しいアプローチでは経済開発、すなわち GNP の増大というのは単に開発の手段に過ぎず、政治的自由の追求の方が本来の目的なのであるから、政治的自由の拡大が当然優先され、開発と政治的自由の対立という論争はなくなるというのである。<sup>19)</sup>

センは「諸自由」の拡大をこのように開発の目的に据える。このことを彼は「諸自由」の拡大が開発の「主目的」(the primary ends) であると表現するが、センはさらに「諸自由」の拡大は開発の「主要な手段」(the principal means) でもあると言う。<sup>20)</sup> 目的でもあり手段でもあるとはいささか混乱させる表現であるが、「諸自由」のそれぞれの自由は「諸自由」の他の自由を促進する働きがあるということである。<sup>21)</sup> 例えば言論や選挙の自由などの政治的自由は、経済的安全という別の自由を促進するし、教育や保健の施設などによる社会的機会という自由は経済的参加を容易にする即ち経済的自由を高めると言うことである。<sup>22)</sup>

このような他の自由を促進する自由を「道具的自由」(instrumental freedom) と名付け、<sup>23)</sup> その異なるタイプとして次の5つの自由を掲げている。即ち：

- (1) 政治的自由 (political freedom),
- (2) 経済的諸ファシリティ (economic facilities),
- (3) 社会的諸機会 (social opportunities),
- (4) 透明性の保証 (transparency guarantees),
- (5) 保護的安全 (protective security)

である。<sup>24)</sup>

かくしてセンはこの「自由としての開発」アプローチは、開発の本来の目的が「諸自由」にあることを明確にし、GNP の増大などの手段を目的と混同するのを回避できると同時に、「諸自由」のそれぞれが他の「諸自由」を促進する働きがあることを指摘して、「諸自由」の拡大を追求する新アプローチのメリットを強調する。

### <ケイパビリティ>

センは「自由としての開発」を評価する上で、「ケイパビリティ」(capability)という概念を推奨している。「ケイパビリティ」は日本では「潜在能力」<sup>25)</sup>と訳され、センの提案した画期的概念と評判になった。もともと厚生経済学における効用に代わる well-being (通常、福祉、厚生と訳される) の評価概念として提起されたものであるが、センは『Development』において「諸自由」の評価の概念として使用することを提案している。<sup>26)</sup> 同書での説明は簡略に過ぎ、理解するのは容易ではないので、センの『Inequality Reexamined』(邦訳『不平等の再検討』。以下『Inequality』と呼ぶ)<sup>27)</sup>を参考にして以下に説明したい。

「ケイパビリティ」は well-being の評価に関わるものである。well-being は普通福祉とか厚生と訳されるが、原語は全般的にある人の良い状態、あるいは良い状態か否か、を表す。文字通り well = 良き being = 存在/状態であり、生活・人生の質と言い換えてもよい。

伝統的経済学では well-being を評価するのに効用 (utility) や所得を考えてきたが、センはより直接的に生活・人生を具体的に構成する活動や状態、すなわち functioning の東として考えようと提案する。functioning という言葉使いも分かりにくいものであるが、センは人の life = 生活・人生を構成する異なる性質の活動 (doing) や状態 (being) を指してこの言葉を使う。センは具体例として、栄養状態が十分であること (being adequately nourished) とか、健康であること (being in good health) とか、避けられる疾病や早死を回避していること (avoiding escapable morbidity and premature mortality) などの基本的なことから始まって、幸福であること (being happy)、自尊心を持っていること (having self-respect)、コミュニティの活動に参加していること (taking part in the life of the community) などの複雑な事柄までであると説明している。<sup>28)</sup> これらの一つ一つが functioning である。

センは well-being をこのような functioning に着目して評価しようと提案する。私なりの例を説明させてもらおうと、栄養状態と識字能力の2つしか functioning がない単純な例を考えてみよう。A、B、Cの3人の人がいるとして、各人の状態を考える。Aは栄養状態が良く字も読める、Bは栄養状態が良いが字は読めない、Cは栄養状態が悪く字も読めないとする。このケースでは三人の well-being はAが一番良く、Bがそれに続き、Cは三人の中で最低の well-being と評価することになるであろう。実際の人の生活・人生はもっと多くの functioning から成り立つのでこれほど単純ではないし、各 functioning の善し悪しの組み合わせも複雑となつて、well-being の評価は各 functioning の重要度に差を付けるウェイト付けなしには不可能ではあるが、いずれにせよ生活・人生の実体の細部に着目して評価をしようとするアプローチである。

センはこの後「達成・実現」(achievement) と「達成・実現する自由」(freedom to achieve) の区別<sup>29)</sup>を well-being の評価に持ち込む。この「達成・実現」と「自由」の言葉使

いも俄かには理解しがたいが、上の例では *functioning* は実際達成された状態 = *achievement* のことである。つまり「栄養状態が良い」あるいは「字が読める」というのは、それぞれ「実際に栄養状態が良い」、「実際に字が読める」ということである。この「達成・実現」に着目する視点から、センはさらに一步進めて、そのような状態を達成出来る自由がどれほどあるかという基準、「達成・実現する自由」で評価してはどうかと提案する。すなわち *well-being* を *functioning* の束（つまり *a combination of functionings*）の評価から、さらに一步進んで *freedom to function* の束（つまり *a combination of freedoms to function*）の評価として考えるということである。上の例で言えば「栄養状態が良い状態である自由がある（かどうか）」、「字が読めるようになる自由がある（かどうか）」ということに着目するということである。

このように考えてくると、この *freedom to function* の束 = 組み合わせは一人の人間で同時に複数（あるいは多数）持つことができる。例えば上の例で、所得が十分でなく食糧購入と教育双方にいずれか一方にしか資金を振り向けられない人について考えると、

(イ)「栄養状態が良い状態である自由がある」という *freedom to function* と「字が読めるようになる自由はない」という *nonfreedom to function* の組み合わせと、もう一つ

(ロ)「栄養状態が良い状態である自由がない」という *unfreedom to function* と「字が読めるようになる自由がある」という *freedom to function* の組み合わせを持つことになる。このような *freedoms to function* の組み合わせの集合をセンは「ケイパビリティ」と呼ぶ。

この「ケイパビリティ」は選択できる生活・人生の有り様の範囲を意味する。上の例は(イ)と(ロ)という2つの生活・人生の有り様を選択できるということである。さらに同じ人で同じ所得があっても、その人が置かれている環境によってこの選択できる範囲は変わってくる。例えばその人が学校のない = 教育機会のない土地にいる場合は、資金を教育に振り向けて字が読めるようになることはできないから、(ロ)の選択はできず、「ケイパビリティ」は(イ)の組み合わせだけである。前の例とこの例の「ケイパビリティ」を比較すると、前者は2つの組み合わせに対し後者は一つの組み合わせしかない。「ケイパビリティ」の考え方からすると前者の方が優れている。なぜなら前者の方が、自由が大きいからである。このように「ケイパビリティ」の考え方では各 *functioning* の評価の良し悪し、また *freedoms to function* の組み合わせの集合の大きさが評価に関わり、これをもって自由の度合、大きさ、あるいは優劣を測れるとするのである。

この考え方を自由の拡大こそ開発の内実であると論じている『Development』に於いて、以下のように説明する。

ある人の「ケイパビリティ」とはその人の実現可能な *functionings* の組み合わせの諸代替案である。かくして「ケイパビリティ」は一種の自由、*functioning* の組み合わせの諸代

替案を実現する実体的自由（簡単に言うと、様々なライフスタイルを実現できる自由）ということになる。<sup>30)</sup>

この「ケイパビリティ」を自由の一つとして考えようとするのが『Development』における重要な提案の一つである。上にも述べたが「ケイパビリティ」はもともと厚生経済学において well-being の評価概念として提起されている。『Development』において「ケイパビリティ」は単に well-being の選択の可能性という意味での自由の評価に限定して提案されているのか、それともその自由の中には政治的自由や経済取引の自由と言った他の「構成的自由」の要素も含むのかは必ずしも判然としない。これは freedom to participate in political decision なども「ケイパビリティ」の内実たる freedom to function の一つに加えるのかどうかということであるが、「ケイパビリティ」を説明している箇所では明確な言及はない。しかし他所では政治的、社会的参加を含む基本的「ケイパビリティ」ズと言った表現も見られる<sup>31)</sup> ので、どちらとも判断しかねる。

#### <エージェンシーの議論>

センは「ケイパビリティ」に集約される well-being に関わる自由とともに、しきりと「エージェンシー」(agency) の重要性を指摘する。この言葉も分かりづらい言葉であるが、センはこれを『Inequality』に於いて次のように説明している。

ある人のエージェンシーの達成・実現とは、その人の well-being に係るものであらうとなかろうと、その人の目標や価値を道理に適って追及して実現することである。<sup>32)</sup>

また『Development』に於いては、「エージェンシー」を発揮する主体を「エージェント＝能動者」と呼び、彼は行動し変化を起こす者として、その成果は行動者の価値と目的によって判定されるとも述べている。<sup>33)</sup> ここでは能動性、変化を起こす主体性とも言うべきものが強調されている。これらから「エージェンシー」とは、自らの信念、価値観、考えに従って行動し、周りに影響を与える人間の性向、活動などを指しているように見える。そしてセンは自由のエージェンシーの側面と well-being の側面は区別されなければいけないとする。人は栄養状態が良いこと (well-being) を求める存在であると同時に、自らの価値と目的に照らして変化を求め行動し、行動の仕方を決める存在であって、自由のこの2つの側面は区別して考えなければならないとするのである。

『Development』の女性の問題を扱った章で女性の「エージェンシー」を論議しているが、女性の所得獲得能力、家庭外での経済的役割、識字率と教育、所有権などが女性の発言権とエー

ジェンシーに力を与えるとしている。この女性の「エージェンシー」が尊重される場所では、女性の well-being が向上するのみならず、こどもの生存率の向上や、出生率の減少に貢献するという効果があるとして、女性に限らず「エージェンシー」の開発に与える効果に着目すべきと強調している。<sup>34)</sup>

### 3. ハイエクとセンの比較

#### <ハイエクの自由の明瞭さ>

さてハイエクとセンの自由の比較である。まずハイエクからまとめてみよう。ハイエクの自由は簡潔明瞭である。追求すべき理想、最大限尊重すべき価値としての自由とは、「個々人の自由」である。これは「社会においてある人（々）に対する他の人（々）からの強制が可能な限り少なくなっているような人間の状態」と定義される。他人からの強制がない状態が社会にあまねく行き渡っている状態である。あくまで人と人との関係の問題であって、あることが出来る出来ないの問題ではない。

何故「個々人の自由」が尊重されなければいけないのか。それは我々が今文明と呼ぶ高度に発達した社会の様々な恩恵をもたらしているものについて「無知」であるからだと言う。我々が享受している様々な便宜を支えている「知識」がどのようなもので、誰がそれを得てどのように社会に広まったのかなどについてほとんど「無知」である。この「無知」の下で我々が文明社会を維持発展していくためには、社会の構成員各個人に「個々人の自由」を与え、各自の状況に各自の知識・能力により対応させ、その過程の中から優れた解決策が選ばれ社会に採用されていくというのが個々人の自由を擁護する理由である。

因に「個々人の自由」が与えられることはその人の幸せを必ずしも保証しない。この自由を持った個人は自らの行動の結果を引き受けなければならない。その結果は必ずしも良くないかもしれない。自由だが惨めかもしれないのだ。「個々人の自由」を擁護するのはその社会の「文明の進歩」のためであって、自由が与えられた個々の人の well-being の向上に資するか否かとは関係のない事柄である。

#### <センの自由>

対してセンの自由はかなり複雑で不明瞭である。センの自由の議論でまず気が付くのはセンが「諸自由」(freedoms) と複数形を使うことである。つまりセンにとって自由は一つではなく複数、しかも数が多い。またこれとも関連するが、センはこれらの多くの自由に通ずる何によって、これらの事柄に同じ自由という名前を冠するのかについて何も述べていない。古臭い言い方をすれば自由の本質は何かということについて議論がなされず、なしくずしに自由と

という言葉が使われていると言わざるを得ない。

センは多くの自由と言及しているが、「構成的」役割を持つ自由としては、私が読んだ限りでは、以下のものを考えているように見える。即ち（1）人の生活・人生を豊かにする実体的自由，（2）政治的自由，（3）経済的自由，（4）（女性の）「エージェンシー」などである。

（1）人の生活・人生を豊かにする実体的自由：

この自由には、空腹や栄養不足、懼病、若死等の諸苦難を回避出来る基本的能力や、読み書きや算数の能力、政治参加や検閲のない言論活動に関わる諸自由など多くの自由が含まれているとされる。<sup>35)</sup> この自由は「ケイパビリティ」によって評価できるというのがセンの主張の核の一つである。「ケイパビリティ」の議論でいう freedom とは「その気になればできる」ということを指す。例えば栄養状態が良い = being nourished という functioning を考えると、この functioning に関わる自由は freedom to be nourished ということになるが、これはある人が例えば十分な所得を得ており、一方で食糧の供給が社会として十分にあり、その人がその気になれば（この場合はお金を払って）食糧を入手して栄養を十分にとることが出来るということを示している。この自由は、ハイエクが「個々人の自由」と峻別しなければならぬと言った「能力としての自由」ということに文字通り相当すると言えるだろう。

（2）政治的自由：

センの政治的自由はどうだろうか。センの政治的自由は、統治者の選択の機会、当局に対する批判の可能性、政治的表現の自由、検閲のない報道、政党の選択、政治的対話や反対や批判の機会、投票権立法者や行政官の選出への参加を指し、かなり広範なものである。<sup>36)</sup> ハイエクの言う「政治的自由」、すなわち「政体の選択、立法過程、行政府のコントロールへの人々の参加」より広く、ハイエクの「個々人の自由」に含まれている言論の自由や表現の自由を含んでいる。

ハイエクは「政体の選択、立法過程、行政府のコントロールへの人々の参加」としての「政治的自由」も、価値としてまもるべき「個々人の自由」とは峻別しなければならぬと言って、必ずしも価値としてまもるべきものではないという趣であったが、政治的自由という言葉使用はよく使われるものであるし、これを追求すべき価値の一つとするのは一つの立場として否定すべきものでもないだろう。

（3）経済的自由：

センの経済的自由には2つの意味がある。一つは個々の人（々）の取引の自由である。これは本来人々が持っている権利であり、恣意的なコントロールは権利の侵害に当たる。もう一つ

は自由な市場（の機能）であり，人々の所得と富を拡大し結果的に人々の「諸自由」を増大させる。<sup>37)</sup> 前者は「構成的」自由であろうし，後者は「道具的」自由と言うことなのであろう。

ハイエクの自由論においては，この2つは恐らく区別されないであろう。ともにその侵害は人々に強制乃至はコントロールを強いるもので，各自の独立した意思の発揮を妨害するものとなるので，この経済的自由はハイエクの「個々人の自由」の中核をなすものと考えられる。

#### (4) 「エージェンシー」:

上に見たように分かりづらい概念であるが，自らの信念，価値観，考えに従って行動し，周りに影響を与える人間の性向，活動などを指しているように見える。センの多くの自由の中では，この「エージェンシー」がハイエクの「個々人の自由」に近いように見える。自らの環境に自らの能力，「知識」を活用して対応策を立てることによって優れたものができるというのがハイエクの自由の擁護の一つの根拠であったから，自らの価値，目標の追求を奨励するこのセンの概念はハイエクの自由に重なって見える。しかしセンは女性の「エージェンシー」を促進するものとして女性の所得獲得能力，家庭外での経済的役割，識字率と教育，所有権などを挙げているので，やはりセンの重点は能力やパワーにあり，ハイエクの他人の強制のないのが自由と言う自由論とは異なるということになろう。

次に「道具的」自由について考えてみる。上に見たように主な「道具的」自由としてセンは(1) 政治的自由，(2) 経済的諸ファシリティー，(3) 社会的諸機会，(4) 透明性の保証，(5) 保護的安全を掲げている。(1) は上に見た「構成的」自由の政治的自由と同じものである。すなわち政治的自由は「構成的」自由でもあり，「道具的」自由でもあるのである。(2) から(5) に付いては，私が読んだ限りでは「構成的」役割はない。それだけに自由と呼ぶには疑わしく思えるものが多い。以下に検討する。

#### (2) 経済的諸ファシリティー:

これは個々人が消費，生産，取引のため経済的資源を使う機会を指している。<sup>38)</sup> これも分かりにくい言葉使いであるが，個々人が実際に使える経済的資源を指しているものと思われる。例えばお金をいくら沢山持っても，市場に求める財が行き渡っていなければその人はその財を使用することはできない。このような場合には，経済的諸ファシリティーは限られているということになるのであろう。ということでこの自由は実際に入手できる財やサービスの大きさを表しているものである。従ってこの自由があれば他の自由，特に「ケイパビリティ」を拡大するのは自明である。しかしハイエクの自由論から言えば，使用可能な経済的資源の大きさ

を示す以上のものではなく、自由とは何の関係のないものである。またハイエクの自由論でなくとも、これを自由というのは通常の言語感覚から言って抵抗があるのではないか。

(3) 社会的諸機会：

教育や保健等のために社会が作った諸手配（arrangements）を指し、これにより人々がより良く生きる実体的自由が影響を受けるとされる。<sup>39)</sup> 教育施設や保健施設、さらには教育制度、保健制度等を指すと思われる。確かに人々の well-being に良い影響を与え、センの言う「人の生活・人生を豊かにする実体的自由」を向上させることになるだろうが、このような施設や制度に自由という言葉を使うのはいかにも違和感を拭えない。

(4) 透明性の保証：

社会の基礎にある人々が互いに相手に抱く信頼、人々が公開と明晰の保証の下に相互に交際する自由と表現される。<sup>40)</sup> これにより汚職や金融不祥事等が回避されるとする。確かに信頼、信用は人々の行動の有り様を決める大きな要因で、これによって経済的効率が大きく影響されることも確かである。しかし、人々の行動の有り様の一つを自由と呼ぶとするなら、信頼・信用は人々の自由を支える条件ではあっても、自由と呼ぶには抵抗を覚えるのが普通感覚ではないか。

(5) 保護的安全：

不遇な人々が貧窮に陥るのを防ぐためのソーシャル・セイフティ・ネットを提供するもので、失業保険や生活保護のような制度や、飢饉などの非常時の救済措置を指している。確かに人々の well-being の下支えするものではあるが、このような制度や措置に自由という言葉を使うのは適当とは思えない。

以上「道具的」自由について見るとそのほとんどが自由という言葉が不適当な事柄について自由という言葉を与えている。その多くはセンの「構成的」自由を醸成する条件乃至は諸制度である。自由という言葉をこれらに冠するのは乱用と言われてもしかたないだろう。

各著者が自分なりの意味付けをして自由という言葉を使うことには問題ないという意見もあるだろう。しかし自由という言葉の持つ本来の意味、意味と言うと強すぎるのであれば響きと言っても良い。自由という言葉の持つ響きと余りにかけ離れた意味付けをして使用することはやはり避けなければいけない。その意味でセンの自由論はかなり放埒な言葉の使い方をしてしまうと云わざるを得ないであろう。

おわりに

以上ハイエクの自由を基準としてセンの自由について見て来た。ハイエクの自由の議論の論理的、明瞭であるのに対して、センの議論の未整理、乱脈、放埒さが目に付いたというのが全体としての印象である。

ハイエクの議論からすれば、センの自由は真の自由以外の自由を多く含み、真の自由を圧迫しかねないものと言える。ハイエクの自由論が理想的社会のあり方を論じている、謂わば文明論、社会論であるのに対して、センは開発という限られた分野での自由論なのだから、同列には論じられないという意見もあろう。しかしセンは、開発をより高次の議論に引き上げようと努めているように見え、ハイエクの自由論にも言及してハイエクの批判もしている<sup>41)</sup>のだから、ハイエクと並べて議論するのがそれほど不当ということもないだろう。

自由という言葉は強い力を持っている。理想として追求すべきものであり、これに反対する人は、その人格が疑われるような強い力がある。従って望ましいもの、多くの人に賛同を求めたい理念、理想の類いに人々は自由の名前を付けたがる。センの「自由としての開発」は正に自由という言葉を乱用したものである。

センは「自由としての開発」に於いて、開発を自由の拡大のプロセスとして考えることを提案した。そしてこのアプローチでは自由の拡大は開発の主目的であると同時に主要な手段と見ることができるとも言っている。一見格調高い言い回しであるが、よく考えるとおかしい。センのこの2つの命題を合わせると次のような命題となる。

自由の拡大は自由の拡大のプロセスの目的であるが、自由の拡大のプロセスは自由の拡大の目的である。

自由の拡大がぐるぐる回って意味不明の命題である。結局これは悪しきレトリックであって、論理的な文ではない。

通常我々が開発と言うとき政府乃至国家が政策やプロジェクト等によって国家的目的の達成に努力することを暗黙に思い浮かべる。政府や国家が気に入らないというなら NGO や住民でもボランティアでも良い。誰かの努力、活動が定義に入らなくて来ないと成り立たない。センの『Development』でも当然このことを前提に議論が展開されている。センの議論では自由という名の下に自由もどきが沢山入っている。それを普通の言い方にして、センの「自由の拡大としての開発」と「自由の拡大は開発の目的にして手段」を言い直せば次のようになるだろう。

「開発努力は、人々の well-being の向上や政治的自由の促進、女性の地位の向上等を目指

すべきである。教育や保健等の社会部門の施設や社会保障制度等はこれらの目的の達成に大いに効果があるので、その点を考慮して開発努力の中味を決めていくと良い。」

## 注

- 1) F.A. Hayek *The Constitution of Liberty* Routledge, 1960, p11
- 2) Ibid. p12
- 3) ハイエクは、極端な例として、急峻な崖に登っているロッククライマーが命が助かるためにはたった一つのルートしか残されていない例えを挙げて、このような場合でもロッククライマーは自由であるとする。何故なら、たとえ選択の余地がないとしても、このロッククライマーは他人から強制されていない状態にあるからというのがその説明である。Ibid. p11
- 4) Ibid. p13
- 5) Ibid. p13
- 6) 一方で1960年代半ばまでのアメリカの黒人の人種隔離（segregation）の問題は、「政治的自由」というよりむしろ「個々人の自由」の侵害ということになるように思われる。何故ならこれは個々の黒人の行動を強制するものであるから。
- 7) Ibid. p 14
- 8) Ibid. p14
- 9) Ibid. p15
- 10) Ibid. p17
- 11) 分かりにくい表現であるが、有り体に言うと「好き嫌い」のことか。
- 12) Ibid. p26
- 13) Ibid. p27 ハイエクは具体的なことは述べていないが、書籍などによる蓄積・伝達、学会での論争、大学での教育などと言ったものを指していると思われる。
- 14) Ibid. p27
- 15) Ibid. p28
- 16) Ibid. p29
- 17) Amartya Sen *Development As Freedom* Anchor Books, 2000, pxii, p3, p36
- 18) Ibid. p36
- 19) Ibid. p5
- 20) Ibid. p36
- 21) Ibid. p37
- 22) Ibid. p11
- 23) Ibid. p38
- 24) Ibid. p11, p38
- 25) この「潜在能力」という訳は、英語で言えば potential に相当するものを連想させ、センの考える概念と大分異なる響きを持つ誤訳とも言えるものなので、ここでは「ケイパビリティ」という訳を用いることにしたい。
- 26) Ibid. p75
- 27) Sen, Amartya *Inequality Reexamined*, Harvard University Press, 1992

- 28) Ibid. p31
- 29) Ibid. p31
- 30) 『Development』 p75。原文は, A person's "capability" refers to the alternative combinations of functionings that are feasible for her to achieve. Capability is thus a kind of freedom: the substantive freedom to achieve alternative functioning combinations (or, less formally put, the freedom to achieve various lifestyles). である。
- 31) Ibid. p148 に basic capabilities (including that of political and social participation) とある。
- 32) 『Inequality』 p36 原文は a person's agency achievement refers to the realization of goals and values she has reasons to pursue, whether or not they are connected with her own well-being. である。
- 33) Ibid. p18-19。原文は someone who acts and brings about change, whose achievements can be judged in terms of her own values and objectives. である。
- 34) Ibid. p189-203
- 35) 最後の政治参加や検閲のない言論活動は次の政治的自由の項にむしろ含まれるだろう。センの場合このような重複はよくある。
- 36) p38
- 37) p26
- 38) Ibid. p39
- 39) Ibid. p39
- 40) Ibid. p39
- 41) Ibid. pp256-257

(長須 政司, 立命館大学国際関係学部教授)

## Hayek's Freedom and Sen's Freedoms

In this brief essay, comparison is made between freedom as advocated in *The Constitution of Liberty* by F. A. Hayek and freedoms advocated in *Development as Freedom* by Amartya Sen. Hayek's freedom is "individual freedom" which means "that condition of men in which coercion of some by others is reduced as much as is possible in society." Hayek argues persuasively that "individual freedom" is the only freedom we should follow because it will lead most probably to the progress of civilization, and that other freedoms such as "political freedom" will confuse and compromise "individual freedom." Sen insists that development should pursue freedoms as its ends. Sen enumerates a variety of freedoms, each of which are mostly not only valuable in themselves, but also instrumental in promoting each other. As the result of the comparison, the author concludes that Hayek's freedom and Sen's freedoms are very different, and points out that most of Sen's freedoms represent "liberty as power," that is, the use of the term to mean the ability to do what one wants to do. This use of the term will confuse the concept of freedom and is thus dangerous. Also the examination lays bare the abuse of the term to mean various social arrangements and institutions, which also confuse the discussion of freedom.

(NAGASU, Masashi, Professor, College of International Relations, Ritsumeikan University)

